

美郷町教育委員会
事務事業点検評価報告書
(平成23年度事務事業分)

平成24年8月
美郷町教育委員会

はじめに

美郷町教育委員会では、美郷町総合計画において「心豊かなまちをめざして」という施策を掲げ、「乳幼児教育の充実」、「学校教育の充実」、「社会教育の推進」、「スポーツの振興」、「歴史と文化の保存と創造」という具体的な事務事業に取り組んでいます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の一部改正により、平成 20 年 4 月から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないこととされました。

美郷町教育委員会でも、教育行政サービスの質の向上と効率化の実現、徹底したコスト削減、そして総合計画に掲げたまちづくりの目標の実現のため、外部評価委員の意見を取り入れながら事務・事業の点検及び評価を行う、「美郷町教育委員会外部評価システム」を平成 20 年 6 月から導入しております。

本報告書は、平成 23 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を付して報告するものです。

この美郷町教育委員会外部評価システムを十分活用し、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、住民の皆さんへの説明責任を果たし、信頼される教育委員会を推進してまいりたいと存じます。

平成 24 年 8 月

美郷町教育委員会

目 次

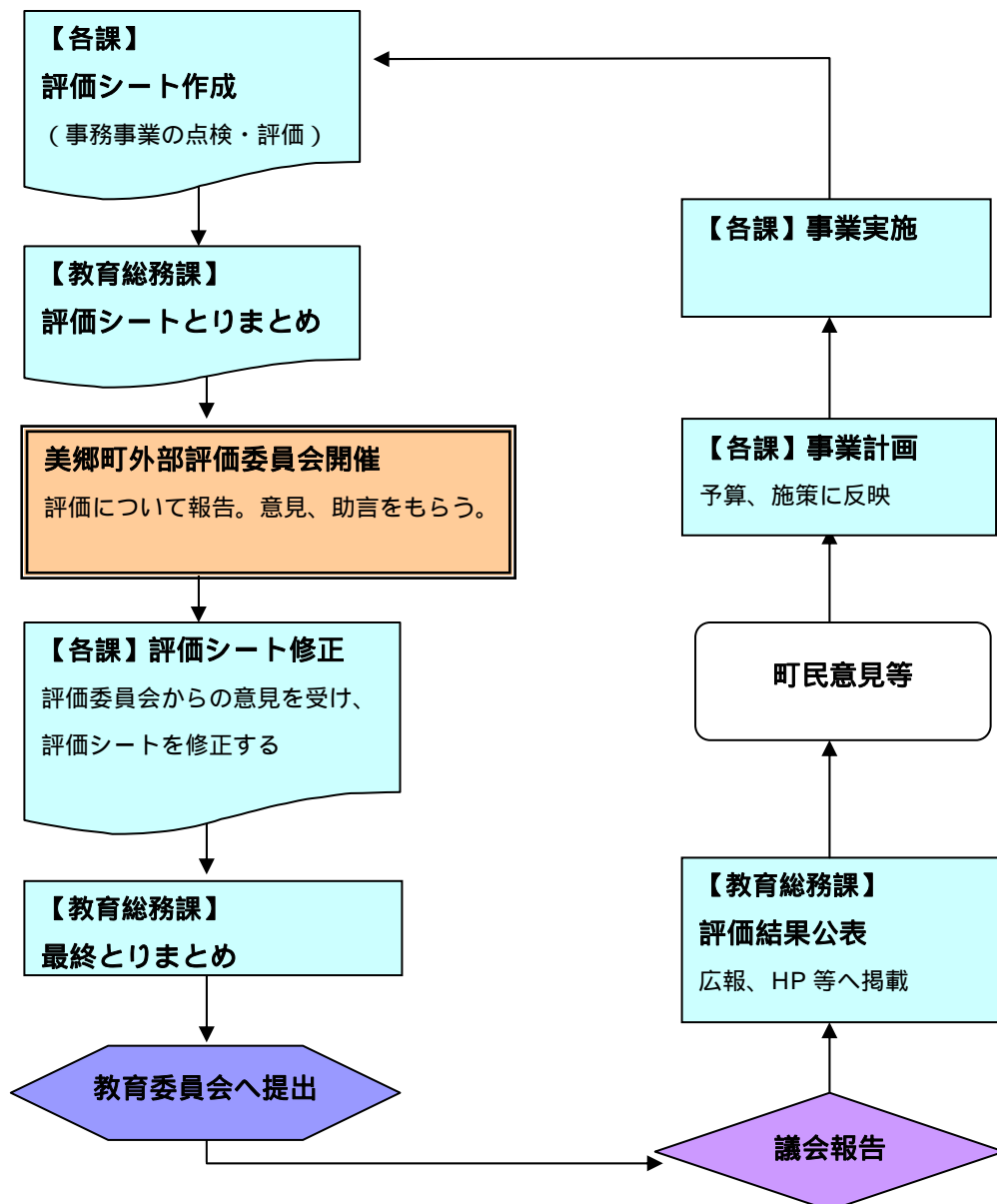
1 . 美郷町教育委員会外部評価システムの流れ	1
2 . 実施の方法	2
3 . 美郷町教育目標について	4
4 . 評価結果	6
5 . まとめ	9
(資料)	
美郷町教育委員会外部評価委員会設置要綱	10
平成23年度評価事業一覧	11

1 美郷町教育委員会外部評価システムの流れ

評価は各事業等について、担当課が評価シートを作成することから始まり、行政内部による評価を行います。この行政内部による評価内容について、町民や学識経験者で構成された「美郷町教育委員会外部評価委員会」から評価内容の客観性の検証と、改善に対する助言等をいただきます。

その意見を参考に最終方針を決定し、議会への報告、評価概要や評価シートを公表します。また、公表により町民の皆さんからいただく意見・要望も参考にし、今後の事業計画に反映していきます。以上のサイクルを毎年繰り返すことで、事業の改善を進め、町民の目線に立った教育行政の運営に努めます。

評価システムの流れ



2 実施の方法

評価シートの作成について

(1) 評価の対象とする事業

評価する対象事業は、町の総合計画の主要施策として定め、「平成23年度 美郷町予算に関する説明書」にある事業とします。平成23年度は45事業を評価の対象とし、うち4事業が新規事業でした。

(2) 内部評価における評価者（記入者）

内部評価（評価シート記入者）は各課の事業予算担当者です。

(3) 事業の効果等

事業目的に対する活動実績とその効果等について具体的な数値を用いて記入しています。

(4) 事業の評価

必要性

現在の町民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうかを評価します。

有効性

施策や運営方針、町で策定した総合計画の目的の実現にどの程度寄与しているかを評価します。

経済・効率性

事業のコストがかかりすぎていないか、最小の経費で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価します。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図れないかを評価します。

目標達成度

目標の達成状況を評価します。併せて、目標の設定水準が適切かどうかも検討します。

総合評価

事業の各評価項目を勘案し、総合的に評価を行います。

総合評価のランク

A	優れた取組が多く、十分成果が上がっている
B	優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている
C	成果が十分に上がっておらず、改善の余地が多い
D	成果がほとんど上がっておらず、抜本的な見直しが必要

(5) 判定説明及び考察

各評価項目の今後の課題や、抱えている問題点などについて、事業全体の視点から捉えた総合的なコメントを記入します。

(6) 事業の方向性

上記の内部評価結果を踏まえて、今後どのように事業を進めるかを選択しています。

外部評価委員会

教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るため、美郷町教育委員会外部評価委員会設置要綱に基づき、5名の委員の方々からご意見・ご指導をいただきました。平成24年7月3日に「第1回美郷町教育委員会外部評価委員会」を開催。総合評価ランクが妥当かどうか、また、事業効果や考察の表記について検討しました。平成24年7月20日には「第2回美郷町教育委員会外部評価委員会」を開催し、外部評価結果及び校正結果、評価委員意見などを最終確認しました。

美郷町教育委員会 外部評価委員（任期：平成26年3月31日まで）

氏名	備考
森元 憲美	教育アドバイザー、社会教育委員
中村 裕子	社会教育委員、生涯学習奨励員協議会会長
橘 正幸	千畑南小学校PTA会長、社会教育委員、美郷町スポーツ少年団本部長
小西 正一郎	連合PTA会長
岡田 茂義	中学校評議員

3 美郷町教育目標について

美郷町教育目標

「みなぎる力 さわやか笑顔 とことん努力 みさとの子」

基本理念

幼児教育

幼保一体の理念に立った幼児教育

学校教育

力みなぎる児童生徒を育てる学校教育

社会教育

町民一人ひとりが充実した人生を送るため、学び続ける社会教育

文化財保護

先人の声に耳を傾け自らを省みる心を養う

各分野の施策

幼児教育

幼稚園・保育園・子育て支援センターの一体的活動の実践

幼稚園・保育園児の年齢に応じた合同保育の実施

豊かな地域環境を生かした創意ある体験活動の推進

幼児一人一人の発達を支援する緻密な個別指導の実践

育児相談などの相談活動を通しての親子支援活動の推進

専門職としての資質・人間性を高める研修の実施

教育目標を達成させるための施設整備と環境作りの推進

看護師の配置による施設の衛生管理と園児の健康管理の強化

学校教育

日々の授業を核とした底力のある学校経営計画の策定

幼・小・中の縦の連携と横の連携を大切にした学校間交流の推進

「読み・書き・そろばん」の力を基本にした確かな学力を定着させると

ともに、自ら判断し、行動できる力の育成

学力向上実践研究推進事業の継続と進展

基礎体力、運動能力の向上と、継続した「走る」習慣の定着
「豊かな心」「よりよく生きる力」を育む道德教育・特別活動の定着
「美郷町読書推進計画」に基づく環境整備と読書活動の推進
生徒指導の充実とスクールカウンセラー、教育アドバイザー、民生児童委員
などとの連携による指導・助言
地域の資源（自然・歴史・文化・人材など）を学習材料として積極的に活用
した環境教育(主として水環境)・ふるさと教育・総合的な学習・体験的な学習
の展開
国際理解教育の推進と小学校外国語活動の推進
児童生徒の安全確保と、地域と一体化した危機管理体制整備
保護者や地域、学校評議員との連携による開かれた学校の推進
学校給食の充実と地場産食材の活用、生命の根幹をなす「食教育」の推進

社会教育

町民誰もが参加できる生涯学習の推進
芸術文化イベントの充実
ふるさと学習の推進
学・社連携活動の推進
生涯スポーツの普及・振興
体育協会、スポーツ少年団活動の育成
総合型地域スポーツクラブの育成

文化財保護

国指定天然記念物「千屋断層」の保存整備と活用
国指定重要無形民俗文化財「六郷のカマクラ」行事の継承と育成
県指定史跡「本堂城跡」の継続調査
歴史、民族諸資料のデータベース化と活用

4 評価結果

(1) 必要性(町民のニーズに変化があるか。事業を行う必要性があるか。)

必要性については、すべての事業で「増加」及び「横ばい」と判断されており、町民のニーズがいずれも高いことが表れています。また、「増加」については昨年度より割合が増えており、いずれの事業も必要不可欠であることが伺えます。

区分	増加	横ばい	減少	かなり減少
事業数 (%)	27事業 (60.0%)	18事業 (40.0%)	-	-

(2) 有効性(施策や運営方針等目的の実現に寄与しているか。)

有効性については、「十分」または「概ね寄与する」がほとんど占めました。

区分	十分寄与する	概ね寄与する	あまり寄与していない	できていない
事業数 (%)	32事業 (71.1%)	13事業 (28.9%)	-	-

(3) 経済・効率性(事務効率化、コスト縮減しているか。)

経済・効率性については、すべての事業でできていると認められました。

区分	十分できている	できている	あまりできていない	できていない
事業数 (%)	20事業 (44.4)	25事業 (55.6%)	-	-

(4) 目標達成度(計画通りに目標を達成できたか。)

目標達成度については、ほとんどが「できている」と認められましたが、「映画鑑賞事業」が「あまりできていない」と判定されました。これは、入場者数が減ってきたことをうけて判定したものです。

区分	十分できている	できている	あまりできていない	できていない
事業数 (%)	30事業 (66.7%)	14事業 (31.1%)	1事業 (2.2%)	-

【事業の方向性】

今後の事業の方向性では、「現状のまま維持する」がもっとも多く、「さらに重点化する」と合わせると9割以上となりました。事業の見直し、もしくは縮小及び休止、廃止を検討する事業については、次のとおりです。

さらに重点化する	現状のまま維持する	見直しのうえ継続する	事業の縮小を検討する	休止、廃止を検討する
11事業 (24.5%)	31事業 (68.9%)	2事業 (4.4%)	-	1事業 (2.2%)

「見直しのうえ継続する」

- A L T招致事業...平成 24 年度に中学校が統合したので、A L Tの配置等についてよりきめ細かい指導計画を要検討。
- スポーツ普及活動支援事業...スポーツ人口の減少に伴い生涯スポーツの活動継続に向けて、基盤維持等対策が必要。

「休止、廃止を検討する」

- 全国高等学校総合体育大会開催事業...平成 23 年度（単年度）事業のため終了。

【総合評価】

総合評価では、すべての事業において「A」または「B」となり、『優れた取り組みがあり、成果が上がっている』と評価されました。

A 優れた取組が多く、十分 成果が上がっている	B 優れた取組がいくつかあ り、成果が上がっている	C 成果が十分に上がってお らず、改善の余地が多い	D 成果がほとんど上がっておらず、 抜本的な見直しが必要
28事業 (62.2%)	17事業 (37.8%)	-	-

[その他評価委員意見]

- A評価になっている事業の「必要性、有効性、経済・効率性、目標達成度」がすべて左側（増加・十分できている等）の場合は、「事業の方向性」を「さらに重点化する」にしたほうがよいのではないか。
- 小・中学校の通学路、スクールバスの運行について、今後も登下校の安全を確保してほしい。また、防犯灯や危険箇所なども関係各課と連携して引き続き対応されたい。
- 多岐にわたる事業の取組を評価する。
- Aに値すると思われる事業もあったが、来年度の評価で上がっていることに期待する。
- サマースクールなど非常に良い活動をしている事業があるが、スポ少などで参加できない子どものために授業に組み込むなど、全員が参加できるような企画も検討してほしい。
- 放課後児童健全育成（児童クラブ）については今後需要が高まることが予想されるので、重視されたい。
- 費用対効果という言葉を常に念頭に置いて事業を遂行されたい。

5 まとめ

平成23年度に取り組んだ重点的な施策に関しては、将来の美郷を担う人間の育成を基本理念にした家庭教育・乳幼児教育・学校教育の取り組み、統合に伴う小中学校施設整備、社会教育中期推進計画に基づいた社会教育学習の推進、文化財の整備保存及び活用の取り組みが挙げられます。

これら平成23年度の事業において、おおむね良好な事業執行であると評価されたことは、多岐に渡った住民ニーズに美郷町教育委員会が着実に対応し、適正な業務執行が行われたものと考えられます。

一方で、住民・学校現場の意見を広く聴取し活用すること、子どもたちを取り巻く環境の徹底した安全面の確保、翌年度予算の有効活用が必要であるとのご指摘もありました。

全体として、美郷町教育委員会の施策は目標を達成していると判断できますが、今後も「美郷町後期基本計画」に基づき、計画的、効率的に教育行政の推進に努めるとともに、この点検・評価システムを取り入れながら『心豊かなまち』をめざして、より一層充実した教育活動を展開してまいりたいと思います。

外部評価委員会の委員の皆様には、事前配付の評価シートや資料の吟味・査読から、委員会での慎重な審議に至るまでたいへんお手数をおかけしました。また忌憚のない建設的なご意見を賜り、評価判定の指標となりました。この場を借りて御礼申し上げます。

美郷町教育委員会外部評価委員会設置要綱

平成20年6月2日教育委員会訓令第4号

(設置)

第1条 美郷町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する、事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うことで、地域の実情と住民ニーズに応じ、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、事務の管理及び執行状況についての透明性の確保と町民への説明責任を果たすため、美郷町教育委員会外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育委員会が実施する事務の管理及び執行の状況についての点検と評価
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 5 委員会の会議は原則公開できるものとする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときはこの限りでない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年6月2日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の委員会の会議は教育委員会が招集する。